

日行連発第 661 号
令和 5 年 9 月 7 日

関係単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
裁判外紛争解決手続
(ADR) 推進本部
本部長 杉山 久美子

「ADR 週間 (ADR の日)」の実施について (周知)

平素より、日行連の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、法務省より、「ODR の推進に関する基本方針 (令和 4 年 3 月)」に基づき、ADR 及び ODR をより国民に身近なものとするため、12 月 1 日を「ADR の日」とし、同日から同月 7 日までを「ADR 週間」として、本年度も ADR 及び ODR に関する広報啓発活動を集中的に実施する旨の周知協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

本会においても会員専用サイト「連 con」に掲載して周知を図りますが、貴会におかれましても、別添資料をご参照いただき、会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

- ・【別添 1】「ADR 週間 (ADR の日)」の実施について (協力依頼)
- ・【別添 2】令和 5 年度「ADR 週間 (ADR の日)」実施要綱
- ・【参 考】ODR の推進に関する基本方針～ODR を国民に身近なものとするためのアクション・プラン～ (法務省 HP より)

以上